



鳥取県公報

平成 20 年 9 月 12 日 (金)
号外第 101 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則 (30) (給与課) 2

人 事 委 員 会 規 則

公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成20年9月12日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第30号

公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第 7 条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員 (第 3 号に掲げる者にあつては、教育職給料表 (1) 又は教育職給料表 (2) の適用を受ける職員に限る。) となった者の第 3 条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 国家公務員退職手当法施行令 (昭和28年政令第215号) 第 9 条の 2 各号に掲げる法人、同令第 9 条の 4 各号に掲げる法人 (同令第 9 条の 2 各号に掲げる法人及び郵政民営化法 (平成17年法律第97号) 第166条第 1 項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例 (昭和37年鳥取県条例第51号) 第 9 条第 5 項第 2 号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者</p> <p>(5) 略</p>	<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第 7 条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員 (第 3 号に掲げる者にあつては、教育職給料表 (1) 又は教育職給料表 (2) の適用を受ける職員に限る。) となった者の第 3 条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) <u>公庫の予算及び決算に関する法律 (昭和26年法律第99号) 第 1 条に規定する公庫 (以下「公庫」という。)</u>、国家公務員退職手当法施行令 (昭和28年政令第215号) 第 9 条の 2 各号に掲げる法人、同令第 9 条の 4 各号に掲げる法人 (<u>公庫</u>、同令第 9 条の 2 各号に掲げる法人及び郵政民営化法 (平成17年法律第97号) 第166条第 1 項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第 55 条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例 (昭和37年鳥取県条例第51号) 第 9 条第 5 項第 2 号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者</p> <p>(5) 略</p>

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人)</p> <p>第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人(前号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)</p> <p>(3)~(5) 略</p>	<p>(給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人)</p> <p>第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人(<u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫</u>、前号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)</p> <p>(3)~(5) 略</p>

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)、<u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫</u>(以下「公庫」という。)、国家公務員退職手当法施行</p>

<p>各号に掲げる法人及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。）その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p>	<p>令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（<u>公庫</u>、同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。）その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p>
---	---

（住居手当に関する規則の一部改正）

第4条 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（適用除外職員） 第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項各号に掲げる法人、公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員 （3） 略</p>	<p>（適用除外職員） 第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、<u>公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫（以下「公庫」という。）</u>、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（<u>公庫及び同令第9条の2各号に掲げる法人</u>を除く。）、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項各号に掲げる法人、公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員 （3） 略</p>

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p><u>(4)</u> 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人及び同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)に使用される者</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p>5~7 略</p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p><u>(4)</u> <u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫(以下「公庫」という。)</u>に使用される者</p> <p><u>(5)</u> 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人及び同令第9条の4各号に掲げる法人(<u>公庫</u>、同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)に使用される者</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>5~7 略</p>

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第6条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。)を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第11条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第11条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p><u>(4)</u> <u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫(以下「公</u></p>

<p>(4) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人及び同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。）に使用される者</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>5～7 略</p>	<p>庫」という。）に使用される者</p> <p>(5) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人及び同令第9条の4各号に掲げる法人（<u>公庫</u>、同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。）に使用される者</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>5～7 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。